

問題 1

【正解】 2

【解説】 意思能力に関する基礎的問題であり、意思能力を有しない者による法律行為の効力についての理解を確認する趣旨である。

設問の法律行為は、取り消し得る行為ではなく、無効とされている（民3条の2）。

問題 2

【正解】 1

【解説】 行為能力に関する基礎的問題であり、未成年者が法定代理人の同意を得ずにした法律行為は取り消すことができるというルールを理解しているかを具体的に確認する趣旨である。

民法5条・120条1項。なお、成年年齢は、平成30年法59号により、それまでの20歳から18歳へと引き下げられた（同法による改正後の民4条。施行は令和4年4月1日）。

問題 3

【正解】 1

【解説】 法律行為の有効性に関する基礎的問題であり、公序良俗に反する法律行為の具体例に関する理解を確認する趣旨である。

いわゆる暴利行為が民法90条により無効であることは、かねてから判例が認めてきたところである。代表的なものとして、大判昭9・5・1民集13・875（「他人ノ窮迫軽卒若ハ無経験ヲ利用シ著シク過当ナル利益ノ獲得ヲ目的トスル法律行為ハ善良ノ風俗ニ反スル事項ヲ目的トスルモノニシテ無効ナリト謂ハサルヘカラス」）がある。

問題 4

【正解】 1

【解説】 無権代理に関する基礎的問題であり、無権代理行為の相手方の催告についての理解を確認する趣旨である。

民法114条。

問題 5

【正解】 1

【解説】 時効の援用権者に関する基礎的問題であり、民法145条の「当事者」に含まれる者の範囲に関する理解を確認する趣旨である。

時効は当事者が援用することができるが、民法145条の括弧書に明示されているように、保証人はその当事者に含まれる。

問題 6

【正解】 2

【解説】 不動産物権変動に関する基礎的問題であり、二重譲渡以外の場合において民法 177 条がどのように適用されるのかについて理解されているかを確認する趣旨である。

設問の B は、民法 177 条により、C から抵当権の設定を対抗されるため、抵当権を負担する必要はあるが、甲土地の所有権の取得まで妨げられるわけではないため、A に対して所有権移転登記手続を請求することができる。

問題 7

【正解】 2

【解説】 動産物権変動に関する基礎的問題であり、民法 178 条が定める「引渡し」について理解されているかを確認する趣旨である。

178 条にいう「引渡し」は、占有改定（民 183 条）によることができる。設問の B は、占有改定によって動産甲の引渡しを受けているので、所有権の取得を第三者に対抗することができる。

問題 8

【正解】 1

【解説】 共有物に関する基礎的問題であり、協議による分割と裁判による分割の違いについて理解されているかを確認する趣旨である。

裁判による分割は、現物分割を原則とし、これが不可能な場合、または共有物の価格を著しく減少させるおそれがある場合に代金分割をすることとなっている（民 258 条 2 項）。これに対して、協議による分割をするときは、制約なく、共有者間で分割方法を取り決めることができる。

問題 9

【正解】 2

【解説】 留置権に関する基礎的問題であり、牽連性要件についての理解を具体的事例に即して確認する趣旨である。

他人の物の売買における買主は、その所有権を移転すべき売主の債務の履行不能による損害賠償債権をもって、所有者の目的物返還請求に対し、留置権を主張することは許されない（最判昭 51・6・17 民集 30・6・616）。留置権の成立要件のうち、債権と目的物との牽連関係が存在しないことによる。

問題 10

【正解】 1

【解説】 法定地上権に関する基礎的問題であり、地上建物の滅失後の再築事例において法定地上権が成立するための要件について正しく理解されていることを確認する趣旨である。

所有者が土地および地上建物に共同抵当権を設定した後、建物が取り壊され、土地上に新たに建物が建築された場合には、新建物の所有者が土地の所有者と同一であり、かつ、新建物が建築された時点での土地の抵当権者が新建物について土地の抵当権と同順位の共同抵当権の設定を受けたとき等特段の事情のない限り、新建物のために法定地上権は成立しない（最判平 9・2・14 民集 51・2・375）。

問題 11

【正解】 2

【解説】 譲渡担保に関する基礎的問題であり、動産譲渡担保の実行方法についての理解を確認する趣旨である。

動産譲渡担保の実行は、私的実行の方法による。民事執行法が定める担保権の実行手続（民執 190 条の動産競売）による必要はない。

問題 12

【正解】 2

【解説】 履行の強制に関する基礎的問題であり、不作為債務の履行の強制方法が理解されていることを確認する趣旨である。

履行の強制の方法には、直接強制、代替執行、間接強制がある（民 414 条 1 項本文）。不作為債務については、直接強制にはなじまないが、債務者の費用で、債務者がした行為の結果を除去すること等を命ずる方法による代替執行が認められ（民執 171 条 1 項 2 号）、また、代替執行ができない場合には間接強制の方法が認められる（民執 172 条 1 項）。

問題 13

【正解】 1

【解説】 履行遅滞の責任が生じる時期に関する基礎的問題であり、安全配慮義務違反を理由とする債務不履行に基づく損害賠償債務につき履行遅滞責任が生じる時期が理解されていることを確認する趣旨である。

安全配慮義務違反を理由とする債務不履行に基づく損害賠償債務は、期限の定めのない債務であるから、民法 412 条 3 項により、その債務者は、債権者から履行の請求を受けた時から履行遅滞責任を負う（最判昭 55・12・18 民集 34・7・888）。

問題 14

【正解】 1

【解説】 保証債務に関するやや発展的な問題であり、事前の通知を怠って弁済をした場合における求償権の制限を理解していることを確認する趣旨である。

委託を受けた保証人が事前の通知を怠って弁済をした場合、主たる債務者は、債権者に対して有する債権と主たる債務との相殺をもってその保証人に対抗することができる（民 463 条 1 項前段）。その結果、保証人は、相殺によって消滅すべきであった額（本問では 800 万円）については、主たる債務者に求償をすることができない。

問題 15

【正解】 2

【解説】 債権譲渡に関する基礎的問題であり、債権譲渡の第三者対抗要件がどのような場面で機能するかについて正しく理解していることを確認する趣旨である。

本問の場合、仮に B の弁済がなければ、債権 α が C と D に二重に譲渡されているところ、第三者対抗要件（確定日付のある証書による譲渡通知）を備えたのは D のみであるから、D が債権 α を取得したことになる（民 467 条 2 項）。しかし、本問では、B の弁済により、債権 α は、第二譲受人 D が現れる前に消滅している。このため、D は、債権 α を取得することができない（大判昭 7・12・6 民集 11・2414）。

問題 16

【正解】 1

【解説】 対話者に対する申込みに関する基礎的問題であり、承諾の期間を定めなかった申込みの撤回が可能な範囲について理解がされていることを確認する趣旨である。
民法 525 条 2 項。

問題 17

【正解】 2

【解説】 債務の不履行に基づく契約の解除に関する基礎的問題であり、契約の解除における催告の要否について理解がされていることを確認する趣旨である。
民法 542 条 1 項 2 号。

問題 18

【正解】 1

【解説】 契約不適合に基づく担保責任に関する基礎的問題であり、履行の追完方法の選択について理解がされていることを確認する趣旨である。
民法 562 条 1 項。

問題 19**【正解】 2****【解説】** 賃借物の一部滅失等により使用収益ができなくなった場合に関する基礎的問題であり、賃料の減額の要件について理解がされていることを確認する趣旨である。

民法 611 条 1 項によれば、賃料は当然に減額され、賃借人が賃料の減額を請求することを要しないとされる。

問題 20**【正解】 2****【解説】** 事務管理に関する基礎的問題であり、事務管理における管理者と本人の法律関係についての理解を確認する趣旨である。

委任においては、特約があれば、受任者は委任者に対して報酬を請求することができる（民 648 条 1 項）。これに対して、事務管理ではそのような規定は設けられておらず（同条同項は民法 701 条による準用の対象ではない）、商法 792 条や遺失物法 28 条などの特別の根拠規定がない限り、管理者は本人に対して報酬を請求することができない。

問題 21**【正解】 1****【解説】** 不当利得に関する基礎的問題であり、期限前の弁済をした債務者が、債権者に対してどのような請求ができるかについての理解を確認する趣旨である。

期限前の弁済をした債務者は、債権者に対し、給付をしたものの返還を請求することはできない（民 706 条本文）。ただし、期限前に給付をしたのが、債務者において弁済期についての錯誤があったためである場合には、当該債務者は、その給付が期限前であることによって債権者が得た利益について返還を請求することができる（同条ただし書）。

問題 22**【正解】 1****【解説】** 不当利得に関する基礎的問題であり、不法な原因のために物の給付をした者が、その物の返還を請求することができない場合（民 708 条本文）において、その物の所有権が誰に帰属することになるかについての理解を確認する趣旨である。

B に甲建物を贈与した A が、その贈与に基づく履行行為が不法原因給付であるために、甲建物の返還を B に請求することができなくなったときは、その反射的效果として、甲建物の所有権は受贈者 B に帰属する（最大判昭 45・10・21 民集 24・11・1560）。

問題 23

【正解】 2

【解説】 不法行為に関する基礎的問題であり，誰が工作物責任を負うのかについての理解を確認する趣旨である。

工作物責任を負うのは原則として占有者であるが，占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をした場合には，占有者ではなく所有者が工作物責任を負う（民 717 条 1 項）。

問題 24

【正解】 2

【解説】 養子縁組に関する基礎的問題であり，養子縁組の効果について正しく理解していることを確認する趣旨である。

養子縁組の日から，養子と養親およびその血族との間には親族関係を生ずるが（民 727 条），養親と養子の血族との間には親族関係を生じない。

問題 25

【正解】 1

【解説】 内縁に関する基礎的問題であり，内縁が不当に破棄された場合の効果について正しく理解していることを確認する趣旨である。

最判昭 33・4・11 民集 12・5・789。

問題 26

【正解】 2

【解説】 認知に関する基礎的問題であり，認知の効力に関する理解を確認する趣旨である。

認知は，出生の時にさかのぼってその効力を生ずる（民 784 条本文）。

問題 27

【正解】 1

【解説】 親権に関する基礎的問題であり，親権喪失の要件が正しく理解されていることを確認する趣旨である。

民法 834 条。

問題 28

【正解】 1

【解説】 相続欠格に関する基礎的問題であり，具体的事例に即して欠格事由に該当するか否かを判断できるかについて確認する趣旨である。

民法 891 条 1 号。

問題 29

【正解】 2

【解説】 遺言の方式に関する基礎的問題であり、公正証書遺言の方式の理解を確認する趣旨である。

公正証書遺言では遺言者の署名が必要であるが（民 969 条 4 号本文）、遺言者が署名することができない場合は、公証人がその事由を付記して遺言者の署名に代えることができる（同号ただし書）。

問題 30

【正解】 1

【解説】 遺言の効力に関する基礎的問題であり、遺言を撤回したものとみなされる場合についての理解を確認する趣旨である。

前の遺言が後の遺言と抵触する場合、抵触部分については後の遺言によって前の遺言が撤回されたものとみなされる（民 1023 条 1 項）。この場合、前の遺言と後の遺言の方式が同一である必要はない。

問題 31

【正解】 5

【解説】 意思表示の効力に関する基礎的問題であり、意思表示の無効・取消しの第三者に対する効力に関する理解を横断的に確認する趣旨である。

1. 正しい。民法 93 条 2 項。
2. 正しい。民法 94 条 2 項。
3. 正しい。民法 95 条 4 項。
4. 正しい。民法 96 条 3 項。
5. 誤り。強迫による取消しについては、詐欺による取消しと異なり、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができないとのルールは設けられていない。民法 96 条 3 項参照。

問題 32

【正解】 3

【解説】 占有に関する基礎的問題であり、占有の効力に関する規定について正確に理解されているかを確認する趣旨である。

- ア. 正しい。民法 191 条ただし書。
- イ. 誤り。占有者は、その善意・悪意に関係なく、回復者に対して占有物の保存のために支出した必要費の償還を請求することができる（民 196 条 1 項）。
- ウ. 正しい。民法 187 条 2 項。
- エ. 誤り。所有の意思のない占有者であっても、民法 197 条前段の「占有者」に含まれ、占有の訴えを提起することができる。
- オ. 正しい。民法 201 条 3 項。

問題 33

【正解】 2

【解説】 添付に関する基礎的問題であり、添付が生じる基準、添付により生じた物の帰属および添付によって不利益を受ける者への補償に関する基本ルールを理解を確認する趣旨である。

- ア. 誤り。所有者を異にする数個の動産が、付合により、損傷しなければ分離することができなくなったとき、または分離するのに過分の費用を要するときは、その合成物の所有権は、主たる動産の所有者に帰属する（民 243 条）。しかし、サドル丙は、損傷させずに、かつ過分の費用を要することなく自転車甲から分離することができるため、Bの所有物のままである。
- イ. 正しい。添付によって生じた物の帰属に関する定め（動産の付合については民法 243 条・244 条）は任意法規である。このため、各動産の所有者は、合意によって、民法が定める者とは別の者を、付合によって生じた合成物の所有者とすることができる。
- ウ. 誤り。不動産の所有者は、その不動産に従として付合した物の所有権を取得するが（民 242 条本文）、その物が権原によって附属させられたときは、その物の所有者は所有権を失わない（同条ただし書）。もっとも、土が土地に投入された場合のように、物が不動産の同体的構成部分となったとき（いわゆる強い付合が生じたとき）は、民法 242 条ただし書は適用されないため、不動産の所有者が附属させられた物の所有権を取得する。
- エ. 正しい。添付が生じたことによって損失を受けた者は、不当利得に関する規定（民 703 条・704 条）に従い、その償金を請求することができる（民 248 条）。この請求は、不法行為に関する規定（民 709 条）に基づくものではないので、請求の相手方に故意や過失がある必要はない。
- オ. 正しい。民法 246 条 1 項ただし書。

問題 34**【正解】 4**

【解説】 先取特権・抵当権に基づく物上代位に関するやや発展的な問題であり、動産売買先取特権または抵当権に基づく物上代位権の行使と一般債権者による差押えや債権譲渡との優劣関係等について、問題場面ごとに正しく理解されていることを確認する趣旨である。

- ア. 正しい。動産売買の先取特権者による物上代位権行使の目的となる債権について一般債権者が差押えの執行をしたにすぎないときは、その後に先取特権者が目的債権に対し物上代位権を行使することを妨げられない（最判昭 60・7・19 民集 39・5・1326）。
- イ. 誤り。動産売買の先取特権者は、物上代位の目的債権が譲渡され、第三者に対する対抗要件が備えられた後においては、目的債権を差し押さえて物上代位権を行使することはできない（最判平 17・2・22 民集 59・2・314）。
- ウ. 正しい。債権について一般債権者の差押えと抵当権者の物上代位権に基づく差押えが競合した場合には、両者の優劣は、一般債権者の申立てによる差押命令の第三債務者への送達と抵当権設定登記の先後によって決せられる（最判平 10・3・26 民集 52・2・483）。
- エ. 正しい。抵当権者は、抵当権設定登記後に、物上代位の目的債権が譲渡されて第三者対抗要件が備えられた後においても、自ら目的債権を差し押さえて物上代位権を行使することができる（最判平 10・1・30 民集 52・1・1）。
- オ. 誤り。Aが火災保険金債権に対し抵当権に基づく物上代位権を行使するためには、火災保険金が支払われる前に当該債権を差し押さえなければならない（民 372 条による 304 条 1 項ただし書の準用）。

問題 35**【正解】 1**

【解説】 抵当権に基づく妨害排除請求権に関する基礎的問題であり、判決文をもとに、抵当権に基づく妨害排除請求の要件についての理解を確認する趣旨である。

問題文は、最判平 17・3・10 民集 59・2・356 の一節である。

問題 36

【正解】 3

【解説】 債権者代位権に関する基礎的問題であり、平成 29 年の民法改正によって新設された条文を中心に債権者代位権の要件および効果を理解していることを確認する趣旨である。

- ア. 誤り。債権者代位権を行使するには、原則として、被保全債権の弁済期が到来している必要がある。ただし、被代位権利の行使が保存行為にあたる場合は、この限りでない（民 423 条 2 項ただし書）。被代位権利の消滅時効の完成を阻止する行為は、保存行為にあたる。
- イ. 正しい。債権者が債権者代位権を行使した場合であっても、債務者は、被代位権利を行使して、自ら取立てをすることができる（民 423 条の 5）。
- ウ. 誤り。債権者は、被代位権利の目的が可分であるときは、被保全債権の額の限度においてのみ、被代位権利を行使することができる（民 423 条の 2）。なお、本肢のとおり、A は、C に対し、自己に対する支払を求めることができる（民 423 条の 3）。
- エ. 正しい。債権者が債務者に代位して被代位権利を行使したときは、相手方は、債務者に対して主張することができる抗弁をもって、債権者に対抗することができる（民 423 条の 4）。本肢では、相殺の抗弁がこれにあたる。
- オ. 誤り。債権者代位権の行使は、債務者が自ら権利を行使しない場合に限り許される（最判昭 28・12・14 民集 7・12・1386）。

問題 37

【正解】 2

【解説】 債権の消滅に関するやや発展的な問題であり、各種の債権の消滅原因の要件および効果を理解していることを確認する趣旨である。

- ア. 正しい。債権および債務が同一人に帰属したときは、その債権は、混同により消滅する。ただし、その債権が第三者の権利の目的であるときは、この限りでない（民 520 条）。本肢のように、差し押さえられた債権の債権者と債務者とが相続によって同一人となった場合は、民法 520 条ただし書にあたる。
- イ. 誤り。代物弁済によって債権消滅の効力が生じるためには、債務者が代物の給付を完了する必要がある（民 482 条）。代物の給付が不動産所有権の譲渡である場合、当該不動産の所有権移転の意思表示をすることだけでは足りず、所有権移転登記手続が完了することを要する（最判昭 40・4・30 民集 19・3・768）。
- ウ. 誤り。弁済供託においては、供託をした時に債権消滅の効果が生じる（民 494 条 1 項）。
- エ. 正しい。民法 509 条 2 号は、人の生命または身体の侵害による損害賠償債務を受働債権とする相殺を禁じている。
- オ. 誤り。差押えを受けた債権の第三債務者は、差押え前に取得した債権による相殺をもって差押債権者に対抗することができる（民 511 条 1 項）。

問題 38

【正解】 3

【解説】費用の負担に関するやや発展的な問題であり、契約当事者のいずれが一定の費用を負担するのかについて理解がされていることを確認する趣旨である。

ア. 正しい。民法 570 条。

イ. 誤り。民法 595 条。使用貸借において、借主は通常が必要費を負担するが（同条 1 項）、通常が必要費以外の必要費（特別の必要費）を支出したときは、借主は、貸主に対し、その費用の償還を請求することができる（同条 2 項による 583 条 2 項の準用）。

ウ. 正しい。民法 608 条 1 項。

エ. 正しい。民法 650 条 1 項。

オ. 誤り。民法 665 条が準用する同 650 条 1 項によれば、無償の寄託であっても、受寄者は、寄託物の保管に必要と認められる費用を支出したときは、寄託者に対し、その費用の償還を請求することができる。

問題 39

【正解】 4

【解説】契約の解除に関する基礎的問題であり、各種の契約における解除権について、その要件および効果についての理解がされていることを確認する趣旨である。

ア. 正しい。民法 550 条。最判昭 31・1・27 民集 10・1・1 は、書面によらない不動産の贈与において、その占有の移転があったときに履行が終わったものと解すべきであるとす。

イ. 正しい。民法 557 条 1 項。最判昭 33・6・5 民集 12・9・1359 を参照。

ウ. 誤り。民法 587 条の 2。消費貸借がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは、その消費貸借は、書面によってされたものとみなして、同条 2 項が適用されるが（同条 4 項）、同条 2 項によれば、書面とする消費貸借の借主は、貸主から金銭その他の物を受け取るまで、契約の解除をすることができる。

エ. 誤り。民法 641 条。

オ. 正しい。民法 651 条 1 項・2 項。

問題 40

【正解】 1

【解説】 不法行為に関する基礎的問題であり，不法行為責任の成否に関する基本判例の理解を確認する趣旨である。

- ア. 誤り。最判昭 41・6・23 民集 20・5・1118 によれば，事実を摘示しての名誉毀損にあっては，摘示された事実がその重要な部分について真実であることの証明があった場合でも，当該名誉毀損行為が公共の利害に関する事実に係るものでなく，あるいは，もっぱら公益を図ることを目的とする行為でなかったときは，行為者は不法行為責任を負う。
- イ. 誤り。最判平 31・2・19 民集 73・2・187 によれば，夫婦の一方と不貞行為に及んだ第三者は，これにより当該夫婦の婚姻関係が破綻して離婚するに至ったとしても，当該夫婦を離婚させることを意図してその婚姻関係に不当な干渉をするなどして当該夫婦を離婚のやむなきに至らしめたものと評価すべき特段の事情がない限り，当該夫婦の他方に対し，当該夫婦を離婚させたことを理由とする不法行為責任を負わない。
- ウ. 正しい。最判昭 30・5・31 民集 9・6・774 によれば，不動産の二重譲渡事例における第二買主および第二買主からの転得者がいずれも所有権移転登記をした場合に，第二買主は，第一売買の事実を知らずながら当該不動産を買い受けてその登記をし，その後これを転得者に売却してその登記をしたというだけでは，たとえこれにより第一買主がその所有権の取得を第二買主および転得者に対抗することができなくなったとしても，第一買主に対して不法行為責任を負わない。したがって，第二買主が，第一売買の事実を知らず買い受けて所有権移転登記をした場合には，もちろん第一買主に対して不法行為責任を負わないことになる。
- エ. 正しい。最判平 18・3・30 民集 60・3・948。
- オ. 正しい。最判平 12・9・22 民集 54・7・2574。

問題 41

【正解】 3

【解説】 不法行為に関する基礎的問題であり，使用者責任の制度趣旨についての理解を確認する趣旨である。

問題文は，最判令 2・2・28 民集 74・2・106 の一節である。判決文の原文において，「使用者」が入るのは①④⑤⑦⑧⑩⑬⑮⑰であり，「被用者」が入るのは②③⑥⑨⑪⑫⑭⑯である。

問題 42

【正解】 3

【解説】 婚姻の無効および取消しに関する基礎的問題であり，婚姻の無効・取消しの要件および効果についての理解を確認する趣旨である。

- ア. 正しい。民法 742 条 1 号。
- イ. 誤り。民法 731 条・744 条 1 項。
- ウ. 正しい。民法 744 条 1 項。
- エ. 正しい。民法 744 条 2 項。
- オ. 誤り。民法 748 条 1 項。

問題 43

【正解】 2

【解説】 実親子関係に関する基礎的問題であり，嫡出推定制度についての理解を確認する趣旨である。

1. 正しい。民法 772 条 1 項・2 項。
2. 誤り。嫡出否認の訴えを提起することができるのは，母の夫のみである。民法 774 条。
3. 正しい。民法 777 条。
4. 正しい。子が民法 772 条による嫡出推定を受けない場合に，夫が子との父子関係を否定するには，嫡出否認の訴えによる必要はなく，親子関係不存在確認の訴え（人訴 2 条 2 号）によることができる（大判昭 15・9・20 民集 19・1596）。
5. 正しい。民法 776 条。

問題 44

【正解】 5

【解説】 相続の承認および放棄に関する基礎的問題であり，熟慮期間を含めて相続に係る選択についての理解を確認する趣旨である。

- ア. 正しい。民法 938 条。
- イ. 正しい。最判令元・8・9 民集 73・3・293 参照。
- ウ. 正しい。民法 923 条。
- エ. 誤り。民法 921 条 1 号が適用されるためには，相続人が自己のために相続が開始した事実を知りながら相続財産を処分したか，または，少なくとも相続人が被相続人の死亡した事実を確実に予想しながらあえてその処分をしたことを要する（最判昭 42・4・27 民集 21・3・741）。
- オ. 誤り。民法 917 条。

問題 45

【正解】 4

【解説】 遺留分に関するやや発展的な問題であり、遺留分の算定の基礎財産、個別遺留分額の算定、遺留分侵害額の請求についての条文の理解を確認する趣旨である。

遺留分を算定するための基礎財産は、Cへの特別受益に該当する贈与(800万円)、Dへの特別受益に該当する贈与(1600万円)の合計額2400万円である(民1043条1項、1044条1項・3項)。Bの受けるべき遺留分の額は、 $2400 \times 1/2 \times 1/2 = 600$ 万円である(民1042条1項2号・2項)。また、C・Dの遺留分の額はそれぞれ300万円である。CとDはそれぞれ特別受益としての贈与を受けており、遺留分侵害はない。他方、Bは相続によって財産をまったく得ておらず、その遺留分侵害額は600万円である(民1046条2項)。

そこで、Bは、遺留分侵害額請求によって遺留分を確保することになる。本問では、受贈者が複数あるので、まず後の贈与に係る受贈者Cが遺留分侵害額を負担する(民1047条1項3号)。また、受贈者が遺留分権利者であるときは、贈与の目的の価額から受贈者が遺留分として受けるべき額を控除した額を限度として、遺留分侵害額を負担する(民1047条1項柱書の3番目の括弧書)。よって、Bは、Cに対しては500万円の限度で遺留分侵害額請求をすることができる。そして、残る100万円の遺留分侵害額について、Bは、Dに対して遺留分侵害額請求をすることができる。